

総務産業常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年7月20日（金）
13時00分開会 14時35分閉会
- 2 場 所 役場3階第1委員会室及び町内
- 3 出席議員 委員長：桜井崇裕 副委員長：中島里司
委 員：佐藤幸一、口田邦男、西山輝和
(欠席：高橋政悦)
議 長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
 - (1) 請願の審査について
 - ・請願第18号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書に関する請願について
 - (2) 議会報告会と町民との意見交換会について
 - ・総務産業常任委員会での質疑、意見・提言等の調査・検討…5項目
 - ・平成29年度の執行側への対応を求めた項目の検証…2項目
 - (3) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長 (桜井崇裕) : 総務産業常任委員会を開会する。前回の委員会において請願が継続審査となっている。それと議会報告会において当委員会で調査・検討するものもあるので、常任委員会の所管事務調査もあるが、調査はまた別の機会ということにして、本日は請願の件と議会報告会についての審査をしたいと思う。

(1) 請願の審査について

- ・ 請願第18号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書に関する請願について

委員長 : 請願の審査だが、ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書に関する請願について当委員会に付託されているが継続審査としている。そのほか事務局のほうでいろいろと調べていただいたものがあるので事務局から説明していただいて審議したいと思う。

佐藤局長 : 4点資料を配付している。1点目がシェアリングエコノミー検討会議の中間報告書。2点目が平成28年度国土交通白書概要版。3点目が日本経済新聞の記事。4点目が規制改革会議の意見の資料。内容的にはまず請願文書の趣旨の中で、国は平成28年7月シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告をまとめたという部分があるので、その検討会議の中間報告書についてインターネットで探して資料として提供している。この資料を見たが、具体的にライドシェアをどうこうということではなく、ライドシェアや今よく報道されている民泊の関係。そういったものも含めた民間の資産をシェアリングしながら日本の経済成長に役立てていこうという趣旨かと思う。そういったものを推進していこうという報告書になっていると思う。2点目の国土交通白書については、8頁の中でシェアリングエコノミーの対応として、③にライドシェアへの対応ということで記載されている。中身的には国土交通白書の中では、ライドシェアについては極めて慎重な検討が必要という記載になっている。3点目のタクシー規制緩和の日本経済新聞の記事について、一行目に、「政府の規制改革推進会議でタクシー関連の規制緩和の議論が進んでいる」、その後「国土交通省やタクシー業界は緩和に反対しているが」という記載があったので、この資料を配付している。4点目、規制改革会議の意見だが、請願趣旨の中にも規制改革会議においても一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎するいわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討を進めているという記載があったので資料提供した。今年5月の意見だが、新たなタクシーサービスの必要性ということで意見が出されている。いわゆるライドシェアに近いかたちをタクシー業界に担ってもらう内容。資料としてはこの4点を今回配付させていただいた。

委員長 : 今事務局のほうから4つの資料を用意していただいて規制改革会議を含めてタクシー業界、あるいは国土交通省についてそれぞれを調べていただいた。オリンピックも想定されている中で海外から来るというか民泊も含めていろいろなことが取り沙汰されている。今空港あるいはタクシーなどいろいろな関係で外国の会社が国内で行ったりして、業界との対立や法律的には違法なことが取り沙汰されているという中でこのことだろうと思う。もう少し時間を取るか。それぞれ皆さんの意見を聞いて、意見書として出すかどうかということだろうと思う。本日高橋委員が欠席ということで事前に意見を聞きたいと言ったところ、町内の飲食業界は清水町の中で昭和タクシーしかない。その中で時間も制約され、あるいは人力的にも足りないという中でかなり不満も出ているということで、こういう請願を出すというのはいかがかという意見をいただいている。

中島委員 : 全てをすぐ理解できるわけではないが、今回この中間報告ということで資料を事務局で用意していただいたが、中間報告の後、最終という日程になるのかどうか。誰かその辺の先行きが見える方がいたら話していただきたい。

委員長 : 事務局は分かるか。

佐藤局長 : 全く分からない。請願趣旨の中に検討会議で11月に中間報告書をまとめたと入っているものだから、その資料を探しただけ。シェアリングエコノミー全てについて調べたわけではないので、その後のことは分からない。

中島委員 : 今回これを見ると民泊とタクシーなのかという感じがしないわけではない。新しいことをやるということになれば当然不安も伴ってくるのも事実だと思う。それからいってこの請願が継続ということでやっているわけだが、答えが出るまで待っているわけにもいかない。これは表題が慎重な審

議を求める意見書ということになっているので、反対とか賛成ということではない。その辺を踏まえながら方向性を見出してもいいのかと思っている。

委員長：今中島委員のほうから慎重な審議を求める意見書ということなので、採択でいいのではないということだが、国、国交省ともに極めて慎重な検討が必要であるという文言もあるということ。

佐藤委員：中島委員の意見に賛同する。特に慎重な審議を求める意見書ということなので、中島委員の言うとおりに思う。

西山委員：私も中島委員の言われたようによろしいかと思う。

口田委員：この中身はあまりぱっとしないが、要するに反対の意見書でもないし、慎重にということ。それに尽きるのではないか。反対する何ものもない。

委員長：十勝管内の状況では土幌、新得、更別、幕別、浦幌から意見書として提出されている。地域公共交通がいろいろな影響を受けるだろうということでも反対しているところもあるし、タクシー業界が極めて反対をしているということも踏まえて皆さんの意見を聞くと、国も慎重に進めるということであるし中間報告という中で慎重な審議を求めるという意味。本委員会では採択ということではどうか。

(よいという声あり)

委員長：本委員会では採択ということで、次の本会議で所管委員会委員が提出者となって意見書として提出したい。意見書(案)を配付する。休憩する。

【休憩 13:13】

【再開 13:18】

委員長：再開する。意見書(案)について協議する。内容について意見はあるか。

中島委員：本文中、「また、日本全国に」ということが書いてあるが、「日本」というのは部分的に日本のことを語っているわけであえていないのではないかと思う。「日本」を削除していいのではないか。それと併せて、やはりこれから慎重な審議を求めるという強い気持ちを持ちながら、この文面でのいいのではないかと感じた。

委員長：今事務局が皆さんに配付した意見書(案)に基づいて、中島委員から「日本全国」という部分は「全国」でいいのではないかという意見をいただいたが、このとおりでよろしいか。

口田委員：よろしい。

西山委員：異議なし。

佐藤委員：よろしい。

委員長：高齢者の交通手段の特例として堅持するといろいろな文章も入っているので、この意見書(案)については、今中島委員の言われた「日本」という部分を抜くということではどうか。「日本全国に展開されれば」を「全国に展開されれば」と直す。そういったことでどうか。

(よいという声あり)

委員長：このとおりとし、意見書案についてはこれで終わる。

(2) 議会報告会と町民との意見交換会について

- ・総務産業常任委員会での質疑、意見・提言等の調査・検討…5項目

委員長：次に、「議会報告会と町民との意見交換会」について本委員会に調査・検討を求められている5項目がある。それと、昨年度の執行側の対応を求めた項目の検証が2項目ある。1点ずつ検討する。

1点目の20番について検討する。事務局で確認したものもあるので説明をしてもらう。

佐藤局長：20番について、高齢者の足の確保、清水高校スクール線について都合の良い所で乗り降りできるようにしてほしいという意見。事前に担当課のほうにそれぞれ現状がどのようになっているのかという部分だけ事務局で確認をした。今町で取り組んでいる地域公共交通の取り組みとしては、市街地のコミュニティバス、農村部の予約型乗り合いタクシー、清水高校スクール線活用の清水・帯広線バスの3つを企画課で行っている。そのほかに、以前から行っているスクールバスの混乗、タクシー助成も一部について実施をしている。町の施策としてはこのような状況。企画課に乗降の状況や利用実績のようなことも伺った。コミュニティバスについてはかなり以前から実施している部分で、乗車はあくまでも停留所。降車はフリーで、走っている路線上の希望する場所で降りることは可能だという状況。なぜ可能かという運賃が一律だということもあるかもしれない。乗り合いタクシーの状況は、既に総務産業常任委員会でも所管事務調査で内容は把握していると思うが、状況を

把握してきた。登録者は43人。ただし、利用者があまりなくて4月・5月が利用なし。6月に入って一人が3往復で6便利用したという状況。若干登録者はいるが利用が進んでいないという状況。清水・帯広線バスの状況についても所管事務調査の中で内容は十分調査されていると思うが、乗車降車ともに停留所であるということ。運賃も距離によって段階的に設けているので、あくまでも停留所での乗り降りということ。当然運輸局の許可をもらって運用しているという状況。降車のフリーについては、あくまでも担当者の見解ということで聞いていただきたいが、まずコミュニティバスと違って、清水・帯広線は大型バスを使っているのだから、止まれる場所がある程度制約されてくるだろうということ。止まる場所については運輸局にも申請をして許可をもらうが警察とも協議が必要だということ、当然安全な場所で止まらなくてはならないという部分があるということ。料金のことがあるのでどこでも乗ったり降りたりというのはある程度制約が出てくる部分もあるというような話だった。ただ、当初からバス会社との協議の中では、利用状況にもよるが停留所を増やすということは可能性としてはあるかもしれないという話だった。利用実績について、4月は行き71人、帰りは極端に少なく21人。5月は行き78人、帰り22人という利用状況になっている。行きと帰りで、時間帯だと思うが差が大きい状況。

委員長：企画課に調べていただいたが、現状の中で本委員会としても所管事務調査をしたし、状況はある程度把握している。現状なかなか利用者が少ないということもあろうかと思う。この提言に対してこういう調査をしたということだが、これでよろしいかどうかお聞きしたい。また、特別意見があればお聞かせ願いたい。

口田委員：乗り合いタクシーの利用者が少ないが、何が原因なのか。始めた当初から利用者はいないだろうという感想を持っていたがあまりにも少ない。

委員長：登録者数は申し込んでおかないと利用できないこともあるので43人とそこそこいるだろうと思う。

中島委員：なぜ少ないのだろうというのは、先行き心配で意見を言っている方もいるのかもしれないが、使わなければならないというお年寄りがまだ増えていないと理解をしている。制度はあるけれども、まだまだ自分で何とかできる、お元気な人が多いのかと私は感じ取っている。

口田委員：1人ではなく乗り合いだから、個人的な自由や時間が束縛されるという理由も何かあるかと思っている。今中島委員が言ったように、あまり必要性のある人がいないのだというのもそのとおりかもしれない。いよいよ必要になる人は病院に行くとか施設に入るなどの方向に行ってしまうものだから。案外やってみても利用者がいないというのが現実の姿かもしれない。

委員長：町長が町民との意見交換でこういうものを要望されたという中で乗り合いタクシーというものがあつたかと思う。いろいろなニーズがあるというので現状発足して事業としてやっているが、今後進めていく中で、担当課でいろいろなニーズを含めて少ないなら少ないなりにもう少し利用できるような対応を模索するということが必要になってくるのだろうと思う。そのようなまとめ方でどうか。

佐藤委員：聞いた話では行くときと帰りの人数が違うということだが、この違いは把握できているのか。

委員長：事務局分かるか。

佐藤局長：先ほど佐藤委員が言ったのは清水・帯広線のバスのことだと思う。行きが多くて帰りが少ない理由は把握していないが、帰りだとJRを使っているのか迎えに来てもらっているのかが考えられる。

中島委員：佐藤委員が言われてふと思ったが、行きは病院などそれぞれ目的を持っている。一往復なので帰りは時間が決められている。そうするとそこまで時間がかからないで用事が終わったら待っていないければならない。そうなるとと推測だが、行きっぱなしというのはあり得ないので汽車で帰ってきているか、身内の方とうまく時間を合わせて帰られているのではないか。だから行きと帰りの人数の差はその辺ではないか。帰りが少なくてもある部分ではバスの利用の効果は発揮していると思う。

口田委員：正直言って、清水・帯広線のバスはこんなに利用しているとは思っていなかった。びっくりしている。帰りについては、年寄りとは言えども自由時間はほしいからいいのではないか。

委員長：町の交通機関ではなくて十勝バスを利用しているということだからなかなか制約もある。佐藤委員よいか。

佐藤委員：よい。

委員長：ほかにこの件に関して何かあれば、乗り合いタクシーの利用者が少ないという部分があるが、農村部は高齢者でも自分で運転されている方が結構多いし、ある程度リタイアされた方はデイサービスなどいろいろなものに通われている方も結構いる。まるっきりゼロではないのでできるだけ利用

できるものは利用してもらおう。ただ、要望があった割には少ないという感じはするが。

中島委員：まとめのようになるが、利用者が少ないというのは、中身を変更することが一番目の作業ではなくて、より周知を浸透させる努力をしていただく。先ほど口田委員からも出ていたが、乗り合いタクシーの場合は人と一緒になるから自由がきかない。これは公費を使つての車だから、自分はおうちに行きたいこっちに寄りたいのだという話にはならないと思う。周知徹底をして、理解をして頂いてより多くの方に利用を求める。場合によっては制度的に合わせながら利用していただく習慣づけもしていく必要があるのかと思う。利用者が増えればまたいろいろな方法があると思うが、増やすために中身を変えるというのは次の段階だと思う。

委員長：今中島委員の言われたことに対して何かあるか。

口田委員：利用者がいないことが本当だと思う。実際問題、病院は送り迎えしているし、全然乗る人がいるわけがない。どこの病院もきちんと送り迎えしてくれ至れり尽くせり。そういうことも原因であるから、利用者がいないと解釈したほうがいいかもしれない。

委員長：そうだけれども一応登録にこれだけの人数がいるということになれば、登録しておいて機会があれば使いたいと思っている人がいるのではないかという部分もある。まとめに入るが、中島委員の言われるようにやはりいろいろなことを利用者に求めながら整備をしていくということだろうと思うが、どうか。

中島委員：それしかないのでは。

委員長：これも今年できた事業ではあるし、この段階でああだこうだと言うのではなくて、見守ってある程度状況を判断するというのも必要だろう。そういうまとめでよろしいか。

佐藤局長：今のことを確認させてもらってよいか。現状のコミュニティバスと乗り合いタクシーと清水・帯広線のバスの3つがあるので、もっと周知して利用を促進してもらおうというまとめでよいか。

委員長：よい。

佐藤局長：20番目の2段目にある清水高校スクール線の、都合のいいところでの乗り降りというのも現状でという考えでよいということか。フリー乗降させてほしいという意見。先ほど言ったように料金的な部分もあるが。

委員長：これについても利用者のほうからかなり要望があつて、いろいろなところに乗り降りできるようにしてほしいと。警察やいろいろな許可がいるということになるとまた違う話になる。

中島委員：私は現状のままという意見。一つの理由として、高校生用のバスなので、陸運とかそれぞれ許認可等々が伴っていることなので、やはりこれらについても一定の現状のままで何とか使っていただける工夫をしながら利用してもらいたいというまとめしかないのではないかと。届出は簡単に変えられないはず。余談になるが、スキーリフトもそういう話だと聞いたことがある。お客さんがいないからやめるといふわけにもいかない。多いから数を増やすといふわけにもいかないといふので、人の運送といふのはルールの中でやらざるを得ないだろうと考えている。

委員長：今中島委員が言われたことでよろしいか。

(よいという声あり)

委員長：当委員会としてはこのような調査・検討結果とする。

次に21番目、緑化事業についての調査・検討を行う。事務局より担当課から聞き取った内容の説明をお願いします。

佐藤局長：昨年も御影会場で、白樺の剪定という話が出ている。大体同じような話なのかと捉えている。緑化事業はどうなっているのかという意見だったが、全部枯れているという話をしていたので、街路樹のことではないかということで建設課のほうに状況を聞いてきた。町道の街路樹の剪定については以前から専門の業者に委託して剪定をしている。中にはどうしても枯れてしまうものもあるが、枯れてしまったものについては伐採して補植はしていない。農村部の道路にはみ出しているような樹木については道路の維持管理の中で剪定はしているという状況。ここで発言された方がどこの部分を指しているのか分からないが、一応街路樹については建設課のほうに話を伺ってきたという状況。

委員長：今事務局のほうから説明があつた。街路樹については定期的に業者に依頼をして手入れをしている。枯れているものは伐採して、補植はしていないということ。農村部においてはみ出しているような木等は維持管理の中で剪定を行っているということ。昨年の意見交換会で出ていたということで上のほうの剪定の仕方はどうなのかという意見もあつた。図書館のところなども。

口田委員：多分国道の白樺と、公民館あたりの枯れている大きい木のことで。大きくなってから心止めをする、枝も切るがどうしても枯れる。業者はこういうことは分からないのか。主に国道の白樺がほとんど

枯れてしまったのは信じられないと思う。

中島委員：よその町の道路で白樺をばつばつと切っているところがあった。大丈夫かと思っていたが、白樺は途中で切っても基本的には生きている。枯れるかと思いつつながら今年見ていたら大きく枯れた木は1本もなかった。昔の私の記憶ではプロは基本的にはかなりの判断ができるはず。3・4年前松の木を切った例はあまり聞いていないのでちょっと心配はしていたが、現実には枯れた木はなかったか。切るタイミングや時期もある。

口田委員：若いうちに剪定するなら大丈夫。老木になった木を剪定すると枯れる。そういう傾向にあるのではないかと思う。そのようなことをプロが分からないということは、金儲けのためなのかと言われてもやむを得ない。

佐藤局長：建設課で話を聞いたが、国道の剪定はプロがやっているわけではなくて道路の維持管理でやっており、決して樹木の専門家がやっているわけではないという話だった。開発がそういう維持管理をしたということではないか。

中島委員：松の話が出たが、支所前の保育所の近辺の松があったと思う。あれは剪定ではなくて伐期が来ている松がかなりあるような気がする。伐期が来ている木は伐採したほうがいいと思う。そして、伐根したあと必ず補植して林を絶やさない。順番に何本か切って補植していく。そしてその林の部分を維持していく。まとめて伐採したら皆いっぺんに低くなるから、順番に何本か切って補植していく。計画的な林というか、茂みを保つという部分からいったら、町にそういうことを要望してもいいのではないかと思っている。答えとしては出せないが。

委員長：補植するという部分は。

中島委員：途中で切らなくてはいけないような木だったら、伐期があるだろう。大体40年とか50年とか。それを切って、切った分を必ず補植して苗を植えておくという対応をしていく。途中で切るのはなくて、必要なものは伐期が来ているはずだから伐根して補植して茂みを保つ。

委員長：それは維持管理の中で業者がきちんと判断できるだろうと思うが。ただ、清水町に緑化事業というのがあるのかなのか。

佐藤局長：緑化事業という言い方になると町有林などを山林に木を植えるなどのことで、街路とは違ってくる。

中島委員：表現がちょっと違うかもしれないが、木を植え替えれば全部緑化事業になると理解をしている。一番身近なところで、日甜の木が倒れたときには274号の淵に補植してくれている。こういうことで茂みを保っていただいている。この緑化と街路樹とは直接的な関係はない。緑化事業というのは町全体の中で林や憩いの森などいろいろなものがあると思う。今ある山林など大きな分野ではなくて茂み的な部分、そういうものについても、途中で剪定することがないように補植をする年次計画を町が持つべきではないか。緑を守っていくわけだから、それも緑化事業だと私はそういう理解をしている。緑化とは範囲が広いと思うが、森林組合の管轄ではないか。

委員長：担当課なりにこういう意見があったということで中島委員の言われたようなことを町に要望するというのでいいか。

西山委員：去年の秋頃からほくでんが道路の縁の電線に木がひっかかって障害が起きるからということで御影地域のほうでかなり木を切っていた。そういうことも混ぜて言っているのかと思う。建設課でも言っていたように、道路にはみ出しているような木、枝が出ていてダンプが通ったら触るぐらいのところも結構あって、去年秋から冬にかけて何本か私も気になって切ってもらった。そういうところも言っているのでは何でもないと思うが。

委員長：業者をお願いする部分と町が担当する部分とでまた違う部分があるかと思うが、町にはしっかりとそういう対応をしてもらおうということで、先ほど中島委員が言われたようなことを町に要望するというのにしたいと思うがどうか。ただ去年も出ていたが、「あんな切り方は誰がするのか。業者の金儲けのためにやっているのではないか」という言い方は去年もされた。これは捉え方なのだろうと思うが。

佐藤局長：ちなみに去年の回答は平成29年度の調査・検討結果の一番後ろに出ている。「町道の街路樹剪定については、専門業者に委託して対応している」との調査・検討結果になっている。今回の発言だと何のことを言っているのかは分からないので、実際に具体的ではないものを町に要望してもどうなのかと。現状を回答するしかないのかと思ってはいた。町のほうにもこうだからこうしてほしいと言うのはいいが、結局その元が分からない。緑化事業とは何のことかが分からないので、本当に現状のやっている内容しか回答できないのかと思っていた。

委員長：町のほうに要望するということになる、それなりの回答ももらわなくてはいけなくなる。

中島委員：先ほどは、緑化事業というものを私なりに解釈して言ったこと。街路樹ということであれば、前年度と同じよう回答をしても構わないと思う。

委員長：事務局のほうから調べてもらったとおり、町道の街路樹については専門業者に委託し、枯れているものについては伐採しており、農村部の道路にはみ出した樹木は維持管理の中で剪定を行っているという回答でよいか。

(よいという声あり)

委員長：そういうことにする。

22番目の悪臭の関係について調査・検討を行う。事務局より担当課から聞き取った内容の説明をお願いします。

佐藤局長：御影地域で豚のひどいにおいがするという話で、実際に豚という話があったので農林課、環境問題ということで町民生活課に照会をした。御影地域ということで御影支所にも照会をした。いずれも豚のにおいに関する苦情は届いていないということだったので、町としては状況を把握していないという状況。

委員長：意見交換会の際に、西山委員が答弁をされているが、御影地域でそういった現状はあるのか。

西山委員：私もこういう苦情が来ているか支所長に聞いたりいろいろ尋ねてみたが、一度普段よりきついににおいがしたということは確かにあった。それが豚のにおいか何かは全然分からない。普段と同じように2・3日でにおいがなくなってしまうので私はそんなに気にはしていなかったが、周りの人たちにも聞いたが何人かはやはり普段よりはちょっときついににおいはしたという人はいた。だけれどもそれほど気になることはないと思うし、豚のにおいか何かということまでは分からない。

委員長：今西山委員が言われたように、そんなに大きな悪臭ということはほとんどないとのこと。しかしながら安田議員が意見をしっかり伝えていくという答弁もされているということなので、この問題について皆さんの意見を求めたい。

口田委員：後で意見を出した方に聞いてみたら、御影地域ではなく松沢地域のことを言っていた。なのでこれは現実として御影地域の問題ではないと私は押さえている。

委員長：御影地域にはそういう苦情がないという調査・検討結果にはならないと思うが、どういう答弁をしたほうがいいのか。

加来議長：事務局で調べた中では、現実、町ではそれは把握していないということだから、それを調査しても把握しようがないので委員会として町を含めて調査したけれども、現実そのようなことがないという答弁しかできないのでは。

佐藤委員：質疑、意見の中で「市街地はしない、あっちのほうに向いていないから」と言っているということは、どこかと決めつけて言っているということではないのか。原因がどこにあるのか分かっているということでは、だから調べようがあるのではないかと。

委員長：町の中で悪臭がするというのではなくて、御影に限定されている。先ほど議長が言われていたように、いろいろ調査したけれども、現実的に苦情等は届いていないという答弁でよいか。

(よいという声あり)

委員長：22番については、そういう豚のにおい等に関する苦情は届いていないということにしたいと思う。次に24番目の除雪の関係について調査・検討を行う。事務局より担当課から聞き取った内容の説明をお願いします。

佐藤局長：これについても建設課に確認した。当日副議長からも答弁があったが、建設課としては市街地の除雪作業は通常8時30分頃までには終了しているということで、雪が多いとき若干遅れることがあったが毎度毎度遅いわけではなくて、通常では8時半くらいまでには終了しているという状況。

委員長：御影地区の除雪においては通常8時30分までに終了しているという建設課の答え。西山委員も、状況によっては間に合わない部分もあるけれどもしっかり対応しているという答弁をされているが、そういった答弁になるのかと思うが皆さんの意見を聞きたい。

中島委員：担当課からの朝8時半までにとするのは、前日に降った雪を8時半までに終わらせるということなので、4時というのもあり得るかもしれないが、だいたい朝5時か6時くらいから一斉にスタートしているのかと。現実去年の場合、朝方から雪が降り出してずっと降っていた日がある。その日は雪が降っているうちは除雪しないのだと思っていた。新聞配達達がうちに来た3時頃には雪が止んでいたが、新聞配達をされていたバイクが雪にはまって全然進めない状況であった。だから除雪を始める時間について、もう少し状況によっては柔軟性のある対応をしてもらいたい。同じ3時間でも4時間でも稼働するのであればもう少し工夫してもらいたい。朝方降っている場合は一度昼間、交通量も若干あるから危険も増すが、何か良い方法はないかと。現状もう少し臨機応変に雪の状況

を把握し、同じ費用をかけるのなら、費用対効果を求めた除雪にさせていただきたいと思う。これも町に言う必要はないか。

委員長：西山委員が一般質問で御影の除雪の関係を質問した。町は降雪の状況に合わせて、降り続けていても1回はねるということはやっていると思うがどうか。休憩する。

【休憩 14:07】

【再開 14:10】

委員長：再開する。除雪の関係について、本委員会としての調査・検討についてはどうするか。

中島委員：雪の降り方というのは時期によって違うというのが現実だが、町のほうで臨機応変に対応できる体制というか、そういうものも今後検討していくべきではないかと思うので、検討するべきではないかという意見として執行側にお伝えしていただければありがたい。

委員長：今中島委員が町のほうにこういう要望も合わせて調査・検討結果としたいということだが、ほかの委員の意見も聞きたいがどうか。

西山委員：よろしい。

佐藤委員：除雪に関しては一般質問でも質問しているから、そういった中で時間を含めて除雪の方法等々これから勉強していくという答えをいただいているので向こうでも考えていると思う。

口田委員：よろしい。

委員長：除雪に関しては町のほうにしっかり状況を判断して対応してもらおうということをお願いするということで、委員会の調査・検討結果としたいと思う。

次に25番目の草刈り等について調査・検討を行う。これについては、私が答弁をして担当課に伝えるという言い方をしたが、事務局から担当課から聞き取った内容の説明をお願いする。

佐藤局長：道路の草刈りということで建設課に状況を聞いた。道路脇の草刈りについてはどの道路も全て草刈りをしているわけではなくてある程度広い道路とか、草の面積などにもよると思うが路線によって草刈りを行っているという状況。基本的に機械で草刈りをしている部分は電柱周りというのはどうしても機械では刈れないのでそのままの状況になっているということ。わざわざ手でやっているかということとそこまで委託していないで、機械の部分しか委託していないという状況。

委員長：休憩する。

【休憩 14:13】

【再開 14:17】

委員長：再開する。25番のまとめに入りたいと思う。この意見・提言については、担当課に聞いた中では路線によって草刈りは行っているけれども基本的には機械で草刈りをする場合、電柱の周りは刈っていないという答弁でよいか。

(よいという声あり)

委員長：委員会としてはそのような調査・検討結果とする。

・平成29年度の執行側への対応を求めた項目の検証…2項目

委員長：それではもう一つのほうの平成29年度の執行側へ対応を求めた項目について検証を行う。

まずは、9番のドローンの関係について検証を行う。事務局より担当課から確認した内容の説明をお願いする。

佐藤局長：平成29年度の調査・検討項目の中で執行側に伝えた項目が2項目。1つ目がドローンの貸し出し要望があるので使用方法の基準を定めて運用してほしいという要請。先日総務課に確認したところ、丁度今月7月に、ドローンの貸し出しに関する要綱を作成したとのこと。この貸出要綱に基づいて貸し出しをしていくので、何でもかんでも貸し出しをするわけではない。中身まで確認していないが、こういった要綱を作成したという話を伺った。

委員長：ドローンをいろいろなかたちの中で使用させてほしいということだが、これについて昨年こういう要望があったということを執行側に伝えた。事務局に執行側の対応を調べてもらったところ7月にドローンの貸し出しに関する要綱等を作成したということだが、これについて皆さんの意見を聞きたい。運用の内容等は見えてはいないし資料もないが、町ではそれに関する要綱を作ったということ

なので、それに基づいてという検証結果でよいか。

(よいという声あり)

委員長 : そのような検証結果とする。

次に 25-2 番、防災訓練の必要性について執行側に伝えた件について検証を行う。事務局より担当課から確認した内容の説明をお願いします。

佐藤局長 : 防災訓練について非常に重要なことだということで、昨年執行側に必要性を伝えた。すでに情報が流れているかもしれないが本年 9 月 23 日に関係機関、町民の一部も参加して清水町総合防災訓練を開催する計画になっていて準備が進められているという状況。

委員長 : 今事務局から防災訓練については本年 9 月 23 日に町民参加型の総合防災訓練を実施するということだが、そういった確認をしたということによいか。

(よいという声あり)

委員長 : そのような検証結果とする。

以上で、本委員会で調査・検討すべき項目は全て終了した。休憩する。

【休憩 14 : 22】

【再開 14 : 24】

(3) その他

委員長 : 再開する。「台風災害の復旧状況と共栄橋の被害状況について」の所管事務調査を行うということで申し出をしているが、できれば所管事務調査を 8 月 17 日(金)に行いたいと思うが日程的にはいかがか。

(よいという声あり)

委員長 : 8 月 17 日に開催したいと思う。状況等については担当課にもいろいろな準備をしてもらう関係もあると思うが、共栄橋の状況を確認する部分は申し出ているので担当課も交えて現地調査をしたいと思う。そのほか橋の復旧状況等について事務局で分かるものがあれば教えてほしい。

佐藤局長 : 委員長とも打ち合わせをして日程等も詰めさせていただいたが、まず台風災害の復旧状況については建設課のほうでペケレペツ川に架かる町道の橋が 4 つあるので、その辺の状況はどうかという話をした。まだそんなに工事そのものは進んでいないが進捗状況は道に確認して説明していただけたということだった。現地についても見るのであれば、そんなにまだ進んでいない状況だが見ることは可能かと考えている。農林課の部分は、農地の部分については既に前回のときにほぼ終了ということになっているので特に説明することはないと思う。排水路についてはコンクリート製品の供給が間に合わないということでかなり遅れていたが、その辺の進捗状況の説明はしていただけたということだった。水道課についても農業用水工事はまだ全部は終わっていないが一部終わったものもあるのでその後の進捗状況は説明していただけたとのこと。現地についても例えば調整池か何かを見たいというのであればそれは見ることも可能なかという話も担当課とは打ち合わせはしてある。共栄橋の部分については状況の説明資料も用意していただけたとのこと。現地も当然確認するという話をしている。担当課との打ち合わせはその程度で進めているので、実際に現地としてどこに行きたいかという部分を決めていただければ担当課と協議を詰めたと思う。

委員長 : 担当課で事前に説明を受けてその後現地調査ということになるかと思うが、限られた時間の中でそのほかにも町営牧場を直すとかいろいろな災害復旧の部分があるかと思うが、今回の調査については、共栄橋を中心に、台風 10 号災害の復旧の部分としてペケレペツ川の橋のことなどいろいろな部分も含めて何を現地調査するのか。

中島委員 : ペケレペツ川に関わる町道の橋 4 本については工事途中だが、ペケレペツ川の 11 号道路から上流、88 か所がある上流側が全く様変わりしている。段差工というか落差工というか、河川勾配を緩める手法だったと思うが、その辺がもし道の鹿追土現の方が来て説明していただけたのであればよいが可能か。

佐藤局長 : 建設課では道から話を聞いてきてその部分を説明するとはなっているが。

中島委員 : それであれば、車の中でもいいが、工事は道だが町道に関わることなので一応現場だけでも見せてほしいと思っていたところ。

委員長 : 建設課が対応するとのこと。

西山委員：町営育成牧場（円山）のほうを視察したらどうかと思う。何をつくっているのかよく分からないが、砂防ダムをつくっているのかもすごい大きい工事をやっていて、立ち入り禁止になっている。その辺をちょっと見たいと思う。

委員長：それは農業用水の関係か。

西山委員：だと思うが。

口田委員：河川の関係。砂防ダムで道になる。

委員長：ペケレベツ川を含めて、町から状況を聞くことは可能。営農用水の関係は見なくてもよいか。

中島委員：円山調整池は町の管理。見せてもらえるのなら現地調査をしたい。現場に行けないのであれば状況を聞くだけでよい。

委員長：そのほか、説明を受ける部分について現地調査を含めて何かあるか。

口田委員：農地は前回見ているのでいいだろうと思う。河川はブロックが足りない状況で見る段階ではない。そうであれば、橋に関わる道路ぐらいだと思う。

委員長：農林課、建設課、水道課に説明いただく。

佐藤局長：現地は橋と円山調整池で調整する。

委員長：そのような内容で、8月17日に所管事務調査を実施する。

皆さんのほうからそのほか何かあるか。

（ありませんの声あり）

委員長：以上で総務産業常任委員会を終了する。